

○習志野市立図書館 資料の収集・保存に関する方針

(平成5年3月8日 教育長決定)

第1条 目的

知る自由と生涯に亘っての学習する権利は、市民の基本的権利である。図書館は、図書及びその他の資料を収集、提供することにより、これらを保障する役割をになっている。

習志野市立図書館は、この役割の円滑な運営を図るため、資料の収集・保存に関する基本的な方針を定めるものである。

第2条 収集・保存の検討及び決定

資料の収集・保存の検討は、各館毎に担当職員の合議に基づいて行う。図書館長は、この検討を受けて、資料の最終的な決定に関しての責任を負う。

第3条 収集

(1)基本方針

① 国民の知る自由を保障する図書館の任務を確認した「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)の精神に基づいて、資料の収集を行う。

ア 多様な、意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

イ 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれ、その著者の排除はしない。

ウ 図書館職員の個人的な関心や好みによる選択をしない。

エ 個人・組織・団体等の圧力や干渉により収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れての自己規制はしない。

なお、収集した資料がどのような思想や主張をもっている、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

② 変動する社会の状況を捕らえ、市民の要求・関心に応えた蔵書構成を目指し資料を収集する。

③ 市民の図書館資料全般に対する希望、批判は積極的に受け止めて検討し、収集の参考とする。

市民が購入を希望する個々の資料については、その資料の図書館での利用状況を充分予測し、資料別収集方針や当該年度の収集計画とも照らし合わせたくて、購入を判断する。

④ 資料の収集は購入を原則とするが、寄贈・寄託・他の機関との交換等による入手資料も活用することとし、その受入れは当方針に基づいて判断する。寄贈を受けるに当たっては、寄贈者に図書館の事情を理解していただき、その取捨選択については一切の判断を図書館が行う旨の了承をえる。

(2)資料別方針

① 図書

ア 一般書

図書館資料の中核をなす図書は、別に定める選定基準に照らして、個々の内容や利用価値を充分考慮し収集する。

地区館は、気軽に利用できる身近な図書館として、各分野の基本資料を備えるほか、新刊書を中心に、小説・実用書・学習の助けとなる入門書・時事問題を扱った図書を収集する。

イ 児童書

児童奉仕の根本の目的は、図書の貸出その他の活動を通じて、子どもと本との出会いの場を作っていくことにある。子ども時代は、書物に対する好みや、質の感覚が養われる大切な時でもある。この時期に触れる書物の影響は、大人になってからの読書につながっていくものである。また子ども時代は短く、ある時期にしか充分楽しめないという作品もあり、子どもの本は数や種類と同時に、質の高さを重要視する必要がある。この大切な時期の子どもたちに適書を提供することは、「文教住宅都市憲章」を掲げ「生涯学習」を推進する本市図書館の責務でもある。その収集は、別に定める児童資料の選定に関する基準に照らして行う。

② 逐次刊行物

ア 新聞

日々の幅広い情報を伝える新聞は、全館で主要全国紙を中心に、機関誌・英字新聞・青少年向新聞なども収集する。主要全国紙については、縮刷版やマイクロフィルムなども収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童・青少年向のものも含めて収集する。なお、専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用度、必要度に応じて収集する。

ウ その他

年鑑・年報・白書は、一般書に準じて収集する。

③ 地域資料

ア 郷土資料

習志野市に関する資料は(図書・地図・写真等)を収集する。千葉県及び近隣市町村に関する資料は、基本的資料・歴史的資料及び本市と関係の深いものを収集する。

イ 地方行政資料

各地区館は、習志野市その他の公的機関が刊行した資料を収集する。また千葉県及び近隣市町村等が刊行した資料は、特に本市と関係のあるものを中心に収集する。

④ 視聴覚資料

情報メディアの多様化に伴い、あらゆる形の視聴覚資料をできるかぎり選択収集していくように努める。

⑤ 障害者サービス資料

視聴覚障害者の利用に供するため、点訳図書、録音図書、大型活字本などを収集する。

⑥ その他

地図や外国語図書、その他①～⑤に含まれない資料であっても、特色が有り、必要と判断される資料は収集する。

第4条 保存

保存の基準については、別に定める。

但し、新聞・雑誌等逐次刊行物については、必要に応じて保存する。

附則

この方針は平成5年4月1日から施行する。